

# 前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について（議案第45号）

都市計画課

## 1 制定の理由

歴史的な価値を有する建築物について、その保存及び活用並びに安全性の確保を図ることにより、地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承するため、建築基準法に規定する現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定める。

## 2 主な内容

### (1) 対象建築物

建築基準法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 文化財保護法の規定により登録された有形文化財

イ 景観法の規定により指定された景観重要建造物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により指定された歴史的風致形成建造物

エ 群馬県文化財保護条例の規定により登録された有形文化財

オ その他条例の目的に適合するものとして市長が認めるもの

### (2) 所有者による登録の申請

ア 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、建築基準法の適用を除外するための指定（適用除外の指定）を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

イ 申請を行おうとする者は、当該対象建築物の名称及び概要、安全性及び維持管理に関する事項等を定めた保存活用計画を作成し、市長に提出しなければならない。

### (3) 対象建築物の登録等

ア 市長は、当該対象建築物の歴史的価値を維持しながらその保存及び活用を図るため適用除外の指定を受ける必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物及びその保存活用計画の内容を保存建築物登録簿に登録するものとする。

イ 市長は、登録をしようとするときは、あらかじめ、前橋市建築審査会の意見を聴くことができる。

ウ 市長は、登録をしたときは市規則で定める事項を公告し、当該公告をしたときは当該保存建築物に係る適用除外の指定を行うための必要な手続をとらなければならない。

#### (4) 増築等の許可

ア 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、通常の管理行為等を除き、あらかじめ、増築等の許可を受けなければならない。

イ 市長は、増築等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る増築等又は行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、増築等の許可をしてはならない。

#### (5) 所有者の管理義務等

ア 保存建築物の所有者等は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

イ 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者を選任することができる。

#### (6) 管理に関する勧告及び命令

ア 市長は、保存建築物等の管理が適当でないため当該保存建築物の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物の所有者等に対し、相当の期限を定めて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

イ 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

#### (7) 監督処分

市長は、この条例の規定又は増築等の許可の条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物の建築主等に対して、工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、保存建築物等の外観の変更等の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

### 3 施行期日

令和8年4月1日